

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を非難し、断固抗議する決議

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア連邦はウクライナに対する軍事侵攻を開始した。

今回の行動は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であるとともに、国際社会の秩序を根幹から揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

善通寺市議会は、このようなロシア連邦の武力による侵略行為は断じて容認できず、断固として抗議し、すべての戦闘を無条件に停止し、軍をウクライナ領内からすみやかに撤退されるよう求める。

また、日本政府におかれては、国際社会と緊密に連携し、ロシア連邦政府に対し、無条件即時撤退を求めるとともに、当該地域の安寧秩序の早期回復に向け、特段の努力を払われるよう強く要請するものである。

以上、決議する。

令和4年3月18日

善通寺市議会

内閣総理大臣 岸田文雄様

外務大臣 林芳正様

駐日ロシア連邦大使 ミハイル・ユーリエヴィチ・ガルージン様